

建築基準法の告示改正に関する 旭川市からのお知らせ

令和 7 年 6 月 旭川市建築指導課 作成

- 令和 7 年 7 月 1 日に定期報告の告示が改正されますが、旭川市の場合、これまでどおり**常閉防火扉**は**特定建築物定期調査**の対象です。
 - 告示の改正に伴い、**報告様式が変更**となりますので旭川市ホームページより新様式をダウンロードして報告書を作成してください。
- ※令和 7 年 6 月 30 日までに調査検査を実施した場合は旧様式を使用できます。

〈告示改正による主な変更点（令和 7 年 7 月 1 日以降の調査・検査が対象）〉

- ・ 特定建築物調査結果表にスプリンクラーに関する項目を追加
- ・ 特定建築物調査結果表から建築設備の作動や物品放置に関する項目を削除
- ・ 建築設備検査結果表に物品放置等の項目を追加
- ・ 非常用照明の検査結果表等にLED項目を追加
- ・ 調査結果表に添付する各階平面図に「**防火区画**」を明示 など

- 令和 7 年 4 月 1 日から定期報告がオンラインで提出できます！
24 時間いつでも提出可能、来庁不要です！ぜひご利用ください！

旭川市 建築部 建築指導課

【電話】0166-25-8597

【E-mail】kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

旭川市HPはこちら

旭川市 定期報告 検索

